

構造基準と使用基準 (ローリングタワー)

構造基準

●積載荷重

積載荷重 (Wkg) は、作業床の床面積 (A m²) に応じて次の式によりえられた値とする。

$$A \geq 2 \text{ のとき } W=250kg \quad A < 2 \text{ のとき } W=50+100A$$

●強度

- ①作業床の床材は、200kg/m²の等分布荷重を有すること。
- ②交さ筋かい、水平交さ筋かい、連けい材およびこれらの取付部は、100kgの主軸荷重を有すること。
- ③脚輪は、200kgの主軸荷重を有すること。

●使用高さ及び脚輪間隔 (右図参照)

①控棒がない場合

脚輪 (キャスター) の下端から作業床までの高さ (H) と移動式足場の外かくを形成する脚輪の主軸間隔 (L) とは次の式を満足するものとする。

$$H \leq 7.7L - 5.0 \dots \dots (1)$$

②控棒を有する場合

控棒を有する構造の移動式足場にあつては(1)式に於けるLの値を次の式により得られる値とすることができる。

$$L = A + \frac{1}{2} (B_1 + B_2)$$

●作業床

床材とけた材が一体となったもの (鋼製布板) あるいは、床材として足場板を用いるもののいずれかとする。

●脚輪

- ①車輪の直径は125mm以上とする。
- ②主軸は脚柱等に対して、かん合性が良好で容易に離脱しない機能を有するものとする。
- ③脚輪のブレーキは250kg・cmの回転力に対して車輪の回転を防止できるものを設ける。

●昇降設備

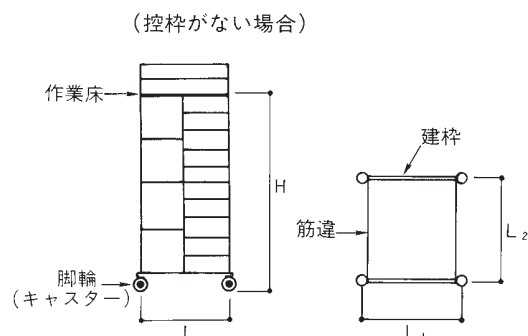
- ①はしご：踏さんの長さが30cm以上、かつ、踏さんの間隔が40cm以下で等間隔であるはしご。
- ②階段：こう配が50度以下、かつ、幅が40cm以上である階段。

●防護設備

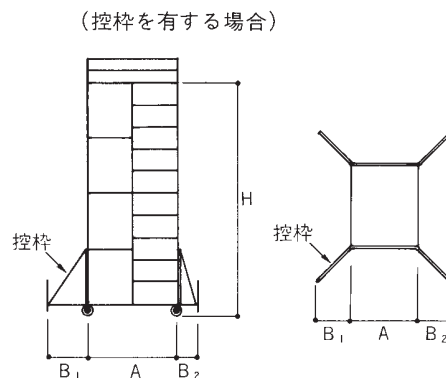
作業床の周囲には、高さ90cm以上の丈夫な手摺、中さんおよび高さ10cm以上の巾木を設けるものとする。

使用基準

- 建柱、作業床、脚輪、手摺等の接続部は使用中容易に離脱しないよう、確実に結合して下さい。
- 最大積載荷重を標示し、これを越えた荷重をのせないで下さい。また材料等は、転倒を防ぐため、偏心しないようにのせて下さい。
- 移動は作業者が降りたのち、すべての脚輪のブレーキを解除してから行って下さい。
- 転倒のおそれのあるときは安全な高さに組み替えて転倒防止措置を行い移動して下さい。
- 無理のない姿勢で作業を行うため、作業箇所に近いところに定置して下さい。
- 脚輪のブレーキは、移動中を除き、常に作動させ、その効き具合を確認して下さい。
- 凹凸または傾斜が著しいところでは、ジャッキの使用等により作業床の水平を保持して下さい。
- シート等を張ったため風圧をうけるおそれのあるときは壁つなぎまたは控えを設けて下さい。
- ローリングタワーの上では移動はしごや脚立は使用しないで下さい。
- 作業または昇降のため手摺、巾木等を外した場合は作業後速かに取付けて下さい。
- 転倒防止のため同一面より2名以上の者が同時に昇降しないで下さい。



H: 脚輪の下端から作業床までの高さ[m]
L: 脚輪の主軸間隔(狭いほうの間隔)[m]
主軸間隔 (L) の取り方は
 $L_1 < L_2$ 、 $L = L_1$



(控棒を有する場合)

